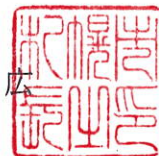


札幌市告示第1491号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、札幌市営住宅退去滞納者の市営住宅家賃等収納事務の指定公金事務取扱者を指定したので、札幌市会計規則第39条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月2日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者の名称、住所又は所在地  
弁護士法人ブレインハート法律事務所  
東京都千代田区丸の内3丁目4-1 新国際ビル4階
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年3月27日
- 2 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金の種類  
札幌市営住宅退去者の市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料、市営住宅等の明渡請求又は明渡期限後の入居継続に係る損害賠償金
- 4 委託期間  
(自) 令和 8年 4月 1日  
(至) 令和 10年 3月31日